

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成28年3月29日（火） 7：59～8：21

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安 倍 晋 三 内閣総理大臣

麻 生 太 郎 国務大臣（副総理、財務大臣、内閣府特命担当大臣）

高 市 早 苗 国務大臣（総務大臣）

岩 城 光 英 国務大臣（法務大臣）

岸 田 文 雄 国務大臣（外務大臣）

馳 浩 国務大臣（文部科学大臣）

塩 崎 恭 久 国務大臣（厚生労働大臣）

森 山 裕 国務大臣（農林水産大臣）

林 幹 雄 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）

石 井 啓 一 国務大臣（国土交通大臣）

丸 川 珠 代 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）

中 谷 元 国務大臣（防衛大臣）

菅 義 健 国務大臣（内閣官房長官）

高 木 豪 国務大臣（復興大臣）

河 野 太 郎 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）

島 尻 安伊子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

石 原 伸 晃 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

加 藤 勝 信 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

石 破 茂 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

遠 藤 利 明 国務大臣

陪席者：萩生田 光 一 内閣官房副長官

世 耕 弘 成 内閣官房副長官

杉 田 和 博 内閣官房副長官

横 畠 裕 介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 9件

○国会提出案件 19件

○公布（法律） 8件

○法律案 1件

○政令 39件

○人事 7件

○報告 1件

○配布 4件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、世耕副長官から御説明申し上げます。

○世耕内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「児童の性的搾取等に係る対策に関する業務の基本方針」及び「児童虐待防止対策に関する業務の基本方針」について、それぞれ御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、内閣官房長官、国家公安委員会委員長及び厚生労働大臣から御発言があります。

次に、「平成23年東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部の設置についての一部改正」について、御決定をお願いいたします。本件は、東日本大震災への対応が既に応急対策から復旧・復興の段階に入っていること等に鑑み、宮城県仙台市に設置された緊急災害現地対策本部を廃止するものであります。

次に、「北海道総合開発計画」及び「北海道開発法に基づく意見に対する回答」について、御決定をお願いいたします。本件は、同法に基づき、平成28年度以降10年間の新たな北海道総合開発計画を定めるとともに、同計画に関する北海道知事からの意見に対し、内閣として回答するものであります。本件につきましては、後程、国土交通大臣から御発言があります。

次に、「行政執行法人の常勤職員数に関する報告」について、御決定をお願いいたします。本件は、独立行政法人通則法に基づき、本年1月1日現在の行政執行法人の常勤職員数を国会に報告するものであります。

次に、質問主意書に対する答弁書18件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律案について、御決定をお願いいたします。「児童福祉法等の一部を改正する法律案」は、児童の福祉を保障するための原理の明確化、児童相談所の体制の整備、児童福祉法による施設入所等の措置の対象となる者の範囲の拡大等の措置を講ずるものであります。

次に、政令4件について、御決定をお願いいたします。まず、「水道法施行令の一部を改正する政令」は、水道事業及び水道用水供給事業に関する認可等に係る厚生労働大臣の権限の一部を都道府県の知事に移譲する等の措置を講ずるものであります。

次に、「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令等の一部を改正する政令」は、農林中央金庫の子会社である特定承継会社が農業協同組合が行っていた信用事業と同様の業務を引き続き行うことができるよう関連政令の規定の整備を行うものであります。

次に、「農村地域工業等導入促進法施行令の一部を改正する政令」は、合併市の区域について合併前の市町村の区域ごとに農村地域から除かれる地域の要件が適用されるように規定を整備するものであります。

次に、「輸出貿易管理令の一部を改正する政令」は、国連安全保障理事会の決議を踏まえ、北朝鮮に輸出する際に経済産業大臣の承認を要する奢侈品として、運動用具等を追加するものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、安倍内閣総理大臣が、核セキュリティ・サミット出席等のため、明日から4月3日まで、海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、シンガポール国駐箚大使竹内春久及びバチカン国駐箚大使長崎輝章を願いに依り免することについて、御決定をお願いいたします。

次に、特命全権大使羽田浩二に、自由貿易・経済連携協定交渉に参加するための日本政府代表を命ずること外1件について、御決定をお願いいたします。

次に、池田修を国家公務員倫理審査会会长に、サクライ・アソシエイト国際金融研究センター代表櫻井眞を日本銀行政策委員会審議委員にそれぞれ任命することについて、御決定をお願いいたします。

次に、日本ユネスコ国内委員会委員人事といたしまして、文部科学事務次官土屋定之を任命することを承認することについて、御決定をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、判事に任命するもの外6件について、御決定をお願いいたします。

次に、畠賢秀外846名の叙位、叙勲又は紺綬褒章等の授与について、御決定をお願いいたします。なお、元衆議院議員大内啓伍を正三位に叙するもの及び元参議院議員澤田一精を従三位に叙するものがあります。

次に、「官民人事交流」に関する報告があります。本件は、官民人事交流法に基づき、人事院から国会及び内閣に対して報告されたものであり、平成27年中の国の機関から民間企業への新規派遣が14府省44人、民間企業から国の機関への新規採用が19府省244人実施されたことが記述されております。

次に、配布資料といたしまして、「労働力調査報告」及び「家計調査報告」があります。本件につきましては、後程、総務大臣及び関連して厚生労働大臣から御発言があります。

次に、「会計検査院法の規定に基づく報告書」があります。本件は、参議院からの要請に基づき実施した会計検査の結果について、参議院に報告した旨、会計検査院から、内閣に対し通知があったものであります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「円借款の供与に関する書簡」をベトナム、インド、イラク及びタンザニアとの間にそれぞれ交換することについて、御決定をお願いいたします。ベトナムとの書簡は、「火力発電所及び送電線建設計画」に約550億円を、インドとの書簡は、「貨物専用鉄道建設計画」外5件に約2,423億円を、イラクとの書簡は、「財政改革開発政策借款」として250億円を、タンザニアとの書簡は、「国際開発協会による民間セクター支援のための借款の下での改革計画」に60億円をそれぞれ限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、書簡交換の日は、ベトナム、インド及びイラクが31日、タンザニアが30日であり、それまで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、準備のための案件といたしまして、年度内に公布を要する法律及びその関連政令について、あらかじめ御決定をお願いいたします。これらは、当該法律の成

立を条件に、御決定をお願いするもので、その成立まで不公表扱いとなりますので、御了承をお願いいたします。まず、「地方税法等の一部を改正する等の法律」外7件の法律について、公布の御決定をお願いいたします。

次に、政令33件について、御決定をお願いいたします。まず、成年後見制度利用促進法の関係政令3件について、申し上げます。「同法の施行期日を定める政令」は、同法の施行期日を本年3月31日と定めるものであり、「成年後見制度利用促進会議令」及び「同制度利用促進委員会令」は、それぞれの会議の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものであります。

次に、「地方税法施行令等の一部を改正する等の政令」は、同法の一部改正法の施行に伴い、法人住民税の法人税割の税率の引下げ、自動車取得税の廃止及び自動車税等における環境性能割の導入に伴う所要の措置等を講ずるものであります。

次に、「地方交付税法等の一部改正法の施行に伴う関係政令の整備等政令」は、地方債の協議不要対象団体の要件の緩和に関し、関係政令の規定の整備等を行うものであります。

次に、所得税法等の一部改正法の関係政令23件について、申し上げます。「所得税法施行令等の一部を改正する政令」は、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象とならない有価証券等の範囲等を定めるものであり、「法人税法施行令等の一部を改正する政令」は、適格現物出資の対象から除外される現物出資の範囲等を定めるものであり、「地方法人税法施行令の一部を改正する政令」は、連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算等について所要の整備を行うもので、「消費税法施行令等の一部を改正する政令」は、軽減税率の対象となる飲食料品の範囲等についての細目を定めるもので、「酒税法施行令」、「たばこ税法施行令」、「揮発油税法施行令」、「石油ガス税法施行令」、「石油石炭税法施行令」、「航空機燃料税法施行令」、「印紙税法施行令」、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令」、「沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令」及び「たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令」の一部を改正する10政令は、申請書等について個人番号の記載を要しないこととするもので、「国税通則法施行令の一部を改正する政令」は、過少申告加算税等を課さない部分の税額の計算方法等を定めるもので、「国税徴収法施行令の一部を改正する政令」は、事業を譲り受けた者の第二次納税義務について納税者と特殊な関係のある個人等の範囲等を定めるもので、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、租税条約の限度税率が住民税をも含めて規定されている場合の法人税の軽減額の計算に係る規定等の整備を行うもので、「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令」は、特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供制度等についての細目等を定めるもので、「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、国税通則法の一部改正に伴い読み替えに係る規定等の整備を行うもので、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、国外送金等に係

る告知書に個人番号の記載を要しない者の範囲等を定めるものであり、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置の範囲の見直し等を行うものであり、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、再投資等準備金制度における投資規模要件の特例の対象となる中小企業者等の範囲の細目等を定めるものであり、「復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令」は、相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の納税の猶予を受ける際の手続の細目等を定めるものであります。

次に、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、同法の適用対象となる給付金として拠点返還地跡地利用推進交付金等を追加するとともに、廃止された給付金の規定を削除するものであります。

次に、社会福祉法等の一部改正法の関係政令3件について、申し上げます。「社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」は、介護福祉士試験受験資格の付与に係る改正規定の施行期日の見直し等を行うものであり、「社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令」は、介護福祉士試験を受ける者に対する研修の義務付けに係る規定の整備を行うものであり、「社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等政令」は、社会福祉法人が特別な利益を与えてはならない同法人の関係者を規定する等、関係政令の整備を行うものであります。

次に、「踏切道改良促進法等の一部改正法の施行に伴う関係政令の整備等政令」は、保安設備の整備による指定踏切道の改良の実施に要する費用の補助対象とする鉄道事業者の要件を定めるもの等であります。

次に、平成28年度予算の関連政令2件について、あらかじめ御決定をお願いいたします。本件は、当該予算の成立を条件に、御決定をお願いするもので、その成立まで不公表扱いとなりますので、御了承をお願いいたします。まず、「土地改良法施行令等の一部を改正する政令」は、農用地災害防止ため池整備計画に従ってため池の廃止又は変更等を行う事業を、都道府県営土地改良事業に追加する等の措置を講ずるものであります。

次に、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特措法施行令の一部を改正する政令」は、平成22年にアメリカ合衆国から返還を受けたキャンプ瑞慶覧の区域に係る特定給付金の支給の限度となる期間を本年3月30日から2年間と定めるものであります。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、私から、児童の性的搾取等対策及び児童虐待防止対策に関する総合調整等の業務の移管について、申し上げます。

本年4月から、国家行政組織法の一部が改正され、各省等に対し、その任務に関連する特定の内閣の重要政策について、総合調整権限を付与することができるようになりました。これを踏まえ、本日、児童の性的搾取等に係る対策については国家公安委員会に、児童虐待防止対策については厚生労働省に、それぞれ総合調整権限

を付与することとし、内閣官房から、これらに関する業務を移管することいたしました。

国家公安委員会委員長及び厚生労働大臣にあっては、リーダーシップを發揮して本課題に取り組むとともに、関係閣僚におかれても、必要な協力をを行い、政府全体として強力に対策を推進するようお願いいたします。

次に、国家公安委員会委員長。

○河野国務大臣：児童買春、児童ポルノの製造等の児童の性的搾取等については、次世代を担う児童の心身に有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為であることから、国家公安委員会としては、これを撲滅すべく、政府全体の対策の総合調整を含め積極的に取り組んでまいります。関係閣僚におかれても、緊密な連携をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、厚生労働大臣。

○塩崎国務大臣：全ての子どもにとって、最も愛されるべき親から虐待を受けるようなことは、あってはなりません。本日、児童福祉法の改正案が閣議決定されました。児童虐待防止対策は、政府全体が一丸となって取り組むべき重要課題の一つと考えます。

今般の基本方針の決定を契機として、これまで以上に児童虐待防止対策に力を入れて取り組んでいきたいと考えています。関係閣僚におかれましては、御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、国土交通大臣。

○石井国務大臣：北海道総合開発計画の作成に当たりましては、関係府省の御協力をいただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。

北海道をめぐっては、食の輸出や来道外国人旅行者の急増など、世界を見据えた成長の兆しが見受けられる一方、全国に先行して人口減少が進行するなどの課題があるところです。

そのため、本計画では、北海道の戦略的産業である食や観光の振興を図るとともに、それらを生み出す地方部の「生産空間」を支えることによって「世界の北海道」の形成を目指すべく、今後10年間の取組の方向性を取りまとめました。

閣僚各位におかれましては、本計画の着実な推進に当たり、引き続き御協力をいただきますようお願い申し上げます。

○菅国務大臣：次に、総務大臣。

○高市国務大臣：本日、労働力調査及び家計調査の結果を公表いたします。その主なポイントは、次のとおりです。公表時刻は8時30分ですので、その旨御留意ください。

2月の就業者数は6,351万人で、1年前に比べ29万人の増加、完全失業者数は213万人で、1年前に比べ13万人の減少となりました。

季節調整値で前月からの増減をみると、就業者数は58万人の減少、完全失業者数は4万人の増加となりました。完全失業率は3.3%と、前月に比べ0.1ポイントの上昇となりましたが、これは、人手不足感の高まりに伴い、より良い条件の

仕事を求めて自発的に離職した人などが増加し、一時的に完全失業者が増加したことによるものです。完全失業率は、昨年3月以降、18年ぶりの低い水準である3%台前半で推移していることから、雇用情勢は引き続き改善傾向で推移しています。

全国2人以上世帯の2月の消費支出は、1年前に比べ実質1.2%の増加となりました。

全国的に気温が高めで推移したことから、ガス代等の光熱費や、洋服などへの支出は減少となった一方、うるう年の影響もあり、調理食品や外食を含む食料などの支出が増加となりました。

○菅国務大臣：次に、厚生労働大臣。

○塩崎国務大臣：平成28年2月の有効求人倍率は、季節調整値で1.28倍と、前月と同水準となりました。有効求人は前月に比べ1.3%の増加、有効求職者は1.2%の増加となりました。

求人・求職の動向や、総務大臣から報告のありました労働力調査結果をみると、現在の雇用情勢は、着実に改善が進んでおります。ただし、海外経済で弱さがみられており、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気の下振れによる雇用への影響について注意が必要と考えます。

一億総活躍社会の実現に向けて、働き方改革等に全力で取り組んでいきます。閣僚の皆様には、御理解と御協力を願います。

○菅国務大臣：次に、外務大臣。

○岸田国務大臣：中央アフリカ共和国においては、2013年3月に当時の民主政権が崩壊して以来、国内の混乱が継続していましたが、民政復帰プロセスを経て、3月30日にトゥアデラ大統領の下で新たな政権が成立することになりました。

我が国は、これまで中央アフリカ共和国における情勢の推移を注視してきました。今般、同国を兼轄する我が方カメルーン大使館から、3月30日付口上書をもって、同国外務省に対し、日本と同国との友好関係の継続を通報することとします。

○菅国務大臣：次に、文部科学大臣。

○馳国務大臣：宮城教育大学をはじめ15の国立大学法人の長及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構の長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：私は、明日から4月3日まで、海外出張いたしますが、その出張不在中の臨時代理は、既に指定されているとおり、麻生副総理となりますので御了知願います。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

まず、河野大臣。

○河野国務大臣：お手元に、本日持ち回り開催した行政改革推進会議で取りまとめられた、行政事業レビューの実施要領の一部改正に関する資料をお配りしております。来年度の行政事業レビューでは、各府省の政務に対し外部有識者が直接講評する

ことを義務化して外部有識者点検の実効性を向上させたり、成果目標に中間目標を設定してレビューシートの記載内容を充実させたりするなど、様々な改善を行ってまいります。

また、従前から調達改善の枠組みの中で行っていた一者応札の改善についても、今後重点的に取り組んでまいります。

閣僚各位におかれましては、行政改革に関する各般の取組に引き続き御協力をお願い申し上げます。

○菅国務大臣：次に、総務大臣。

○高市国務大臣：総務省では、行政評価等について、来年度取り組むべき事項を取りまとめ、「平成28年度行政評価等プログラム」を決定いたしました。

本プログラムでは、行政評価局調査、政策評価の推進及び行政相談の3つの機能における具体的な取組として、28年度に新たに実施する調査テーマに「クールジャパンの推進」、「介護施策」など計11のテーマを掲げているほか、政策評価審議会の知見をいかした政策評価の質の向上、地域密着型メディアを通じた行政相談の広報の推進などを盛り込んでおります。

本プログラムに基づき、総務省では、国民に信頼される質の高い行政の実現を目指して、各府省とともに行政上の課題の解決を推進してまいります。各大臣の御理解と御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

(注)「成年後見制度の利用の促進に関する法律」、「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」、「同法の施行期日を定める政令」、「成年後見制度利用促進会議令」及び「成年後見制度利用促進委員会令」は、年度内に公布を要するため、当該法律の成立を条件に閣議に付議したが、当該法律が年度内に成立せず、条件が満たされなかつたため廃案となった。

[別添]

閣議案件

〔平成28年
3月29日〕

(火)

◎一般案件

資料あり

- 1. 児童の性的搾取等に係る対策に関する業務の基本方針
1. 児童虐待防止対策に関する業務の基本方針について（決定）（内閣官房・内閣府本府）
- 〃 ○ 「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部の設置について」の一部改正について（決定）（内閣府本府）
- 〃 ○ 1. 北海道総合開発計画
1. 北海道開発法第3条第1項の規定に基づき申出のあった意見に対する回答について（決定）（国土交通省）

◎国会提出案件

資料あり

- 平成28年行政執行法人の常勤職員数に関する報告について（決定）（総務省）
- 1. 衆議院議員緒方林太郎（民進）提出国有企業等に関する質問に対する答弁書について（決定）（内閣官房）
- 〃 ○ 1. 衆議院議員逢坂誠二（民進）提出三権分立の現行法上での扱いに関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員玉木雄一郎（民進）提出環太平洋パートナーシップ協定に係る米国の承認要件（サーティファイケーション）に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員藤末健三（民主）提出米軍等行動関連措置法における自衛隊員の安全確保に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）

1. 衆議院議員西村智奈美（民進）提出多子世帯への保育料値上げ問題に関する質問に対する答弁書について（決定）（内閣府本府）
1. 衆議院議員初鹿明博（民進）提出保育士や介護職員を叙勲の対象とすることに関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員逢坂誠二（民進）提出高市総務大臣の放送法第4条についての答弁に関する質問に対する答弁書について（決定）（総務省）
1. 衆議院議員逢坂誠二（民進）提出放送法第1条第2号の放送の不偏不党に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員逢坂誠二（民進）提出法務大臣の表現の自由の優越性についての答弁に関する質問に対する答弁書について（決定）
（法務省）
1. 衆議院議員仲里利信（無）提出在沖米兵による女性強姦事件に関する質問に対する答弁書について（決定）（外務省）
1. 参議院議員水野賢一（民主）提出国家戦略特別区域（成田市）における医学部及び附属病院新設に関する質問に対する答弁書について（決定）（文部科学省）
1. 参議院議員水野賢一（民主）提出国家戦略特別区域（成田市）における世界最高水準の「国際医療拠点」としての医学部及び附属病院新設に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）

1. 衆議院議員仲里利信（無）提出ハローワークの求人票の労働条件が実際と違うことにより離職の増大に繋がることに関する第3回質問に対する答弁書について（決定）
(厚生労働省)
1. 衆議院議員田島一成（民進）提出北陸新幹線敦賀以西ルート整備に関する質問に対する答弁書について（決定）(国土交通省)
1. 参議院議員水野賢一（民主）提出羽田空港の発着枠増加に伴う新たな飛行経路に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員水野賢一（民主）提出成田国際空港の第3滑走路などに関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員照屋寛徳（社民）提出航空自衛隊恩納分屯基地に保管されていたP C B汚泥の搬出・運搬と処理に関する再質問に対する答弁書について（決定）(防衛省)
1. 参議院議員藤末健三（民主）提出部隊行動基準（R O E）の法的根拠及びR O Eにおける自衛隊員の安全確保策に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）

◎法律案

資料あり ○児童福祉法等の一部を改正する法律案（決定）
(厚生労働・財務省)

◎政令

資料あり ○水道法施行令の一部を改正する政令（決定）
(厚生労働省)

- 資料 料り ○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による
信用事業の再編及び強化に関する法律施行令等の
一部を改正する政令（決定）
（農林水産省・金融庁）
- 〃 ○ 農村地域工業等導入促進法施行令の一部を改正す
る政令（決定）
（農林水産省）
- 〃 ○ 輸出貿易管理令の一部を改正する政令（決定）
（経済産業省）

◎人 事

- 資料 料し ☆ 内閣総理大臣安倍晋三の海外出張について
（了解）
- 資料 料り ○ 特命全権大使竹内春久外 1名を願に依り免ずるこ
とについて（決定）
- 〃 ○ 特命全権大使羽田浩二に自由貿易・経済連携協定
交渉に参加するための日本政府代表を命じ、特命
全権大使鈴木敏郎の自由貿易・経済連携協定交渉
に参加するための日本政府代表の任期を平成 29
年 3 月 31 日まで更新することについて（決定）
- 〃 ○ 池田 修を国家公務員倫理審査会会長に、櫻井
眞を日本銀行政策委員会審議委員に任命すること
について（決定）
- 〃 ○ 日本ユネスコ国内委員会委員の任命につき、内閣
の承認を得ることについて（決定）
- 資料 料し ☆ 檢事畠山 稔外 77 名を判事等に任命し、判事兼
簡易裁判所判事松田 亨の兼官を免じ、判事兼簡
易裁判所判事金光健二を願に依り免ずることにつ
いて（決定）
- 資料 料り ○ 元運輸技官畠 賢秀外 846 名の叙位、叙勲又は
紺綬褒章等授与について（決定）

◎ 報 告

資料あり ☆官民人事交流に関する人事院の年次報告（平成27年）について（内閣官房）

◎ 配 布

- ☆労働力調査報告（総務省）
- ☆家計調査報告（同上）
- ☆会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書（内閣官房）
- ☆熊本県知事選挙結果調（総務省）

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔平成28年
3月29日〕(火)

資料あり

◎一般案件

-
- 1. 円借款の供与に関する日本国政府とベトナム
社会主義共和国政府との間の書簡の交換
 - 1. 円借款の供与に関する日本国政府とインド政
府との間の2の書簡の交換
 - 1. 円借款の供与に関する日本国政府とイラク共
和国政府との間の書簡の交換
 - 1. 円借款の供与に関する日本国政府とタンザニ
ア連合共和国政府との間の書簡の交換
- について（決定） (外務省)

[○署名あり ☆署名なし]

◎公布(法律)

資料なし☆

1. 地方税法等の一部を改正する等の法律
(決定)
1. 地方交付税法等の一部を改正する法律
(決定)
1. 所得税法等の一部を改正する法律(決定)
1. 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律
(決定)
1. 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律(決定)
1. 社会福祉法等の一部を改正する法律(決定)
1. 成年後見制度の利用の促進に関する法律
(決定)
1. 成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律
(決定)

◎政令

資料あり

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令(決定) (内閣府本府)
- 〃 ○成年後見制度利用促進会議令(決定) (同上)
- 〃 ○成年後見制度利用促進委員会令(決定) (同上)
- 〃 ○地方税法施行令等の一部を改正する等の政令
(決定) (総務・財務省)
- 〃 ○地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(決定)(同上)
- 〃 ○所得税法施行令等の一部を改正する政令(決定)
(財務省)
- 〃 ○法人税法施行令等の一部を改正する政令(決定)
(同上)

- 資料あり ○ 地方法人税法施行令の一部を改正する政令
(決定) (財務省)
- 〃 ○ 消費税法施行令等の一部を改正する政令 (決定)
(同上)
- 〃 ○ 酒税法施行令の一部を改正する政令 (決定)
(同上)
- 〃 ○ たばこ税法施行令の一部を改正する政令 (決定)
(同上)
- 〃 ○ 揮発油税法施行令の一部を改正する政令 (決定)
(同上)
- 〃 ○ 石油ガス税法施行令の一部を改正する政令
(決定) (同上)
- 〃 ○ 石油石炭税法施行令の一部を改正する政令
(決定) (同上)
- 〃 ○ 航空機燃料税法施行令の一部を改正する政令
(決定) (同上)
- 〃 ○ 印紙税法施行令の一部を改正する政令 (決定)
(同上)
- 〃 ○ 災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令 (決定) (同上)
- 〃 ○ 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令 (決定)
(同上)
- 〃 ○ たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令 (決定) (同上)
- 〃 ○ 国税通則法施行令の一部を改正する政令 (決定)
(同上)
- 〃 ○ 国税徵収法施行令の一部を改正する政令 (決定)
(同上)
- 〃 ○ 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (決定) (財務・総務省)

- 資料あり ○ 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令
（決定） （財務省）
- 〃 ○ 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律
施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○ 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金
等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部
を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律
施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨
時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令
（決定）（同上）
- 〃 ○ 復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政
令（決定）（同上）
- 〃 ○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○ 社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉
法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する
政令（決定）（厚生労働省）
- 〃 ○ 社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉
法施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○ 社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行
に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令
（決定）（厚生労働・財務省）
- 〃 ○ 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行
に伴う関係政令の整備等に関する政令（決定）
（国土交通省）
- 〃 ○ 土地改良法施行令等の一部を改正する政令
（決定）（農林水産・財務省）
- 〃 ○ 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な
利用の推進に関する特別措置法施行令の一部を改
正する政令（決定）（防衛・財務省）

[○署名あり ☆署名なし]